

一般社団法人 ワンウェルフェア

動物問題と人への支援を考える連続セミナー(4)

# 社会福祉協議会の役割と連携

令和3年11月13日(土) 19:00~20:00

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

稲葉 隆裕

# 自己紹介

- 埼玉県内の障がい者施設に12年間勤務した後、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会へ転職
- 地域福祉コーディネーターとして、高齢者や生きづらさを抱える方々の居場所づくりなどに9年間取り組む
  - ⇒ この時期に「人と猫の問題」に出会う
- 本年4月、同法人の運営する障がい者施設「荒川生活実習所」へ異動
- 社会福祉士

# 本日の内容

- 社会福祉協議会（社協）とは
- 社協に求められる今日的な役割
- 課題の変化に応じた「連携」

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●成り立ちと根拠法

- 1908年（明治41年）「中央慈善協会」発足
  - …民間社会事業家等による全国的な連絡組織。初代会長は渋沢栄一氏
- 1951年（昭和26年）社会福祉事業法（現：社会福祉法）制定
  - ※日本の社会福祉の目的・理念・原則を定めた法律
  - 同年 組織合併により「中央社会福祉協議会」設立
    - …日本社会事業協会(旧：中央慈善協会)・全日本民生委員連盟・同胞援護会
    - ⇒ 中央と都道府県の社会福祉協議会が法制化
- 1983年（昭和58年）社会福祉事業法 改正 ⇒ 市区町村社協の法制化
- 1985年（昭和60年）国庫補助「ボランティア事業」開始
  - ⇒ 市区町村社協にボランティアセンターの設置が進む
- 2000年（平成12年）社会福祉事業法 改正 ⇒ 「社会福祉法」へ
- 2017年（平成29年）社会福祉法等の改正強化（2018年 施行）
  - ⇒ 地域共生社会に向けた地域福祉の推進と地域包括ケアの強化
- 2020年（令和2年）社会福祉法 改正（2021年 施行）
  - ⇒ 任意事業「重層的支援体制整備事業」を創設

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●法人格

「社会福祉法人」という法人格をもった公共的性格の強い民間組織  
⇒ 法人として様々な福祉事業を運営している

## ●基本的な性格

- ①住民や福祉関係者、行政機関等と連携・協働する「公共性」
- ②民間法人としての「自主性」
- 行政サービスだけでは対応が難しい住民の多様なニーズ(課題)に応えるため、各社協が地域の特性を踏まえ、それぞれの創意工夫で独自の事業に取り組んでいる



# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●全国のネットワーク

中央の「全国社会福祉協議会」、各都道府県、そして市区町村、それぞれの自治体に1か所ずつ設置（市区町村については一部例外あり）  
⇒ 社協のネットワークは災害時にも活かされている

## ●自治体（市区町村）による相違点

①自治体からの受託事業等（相談機関、施設等）の多寡

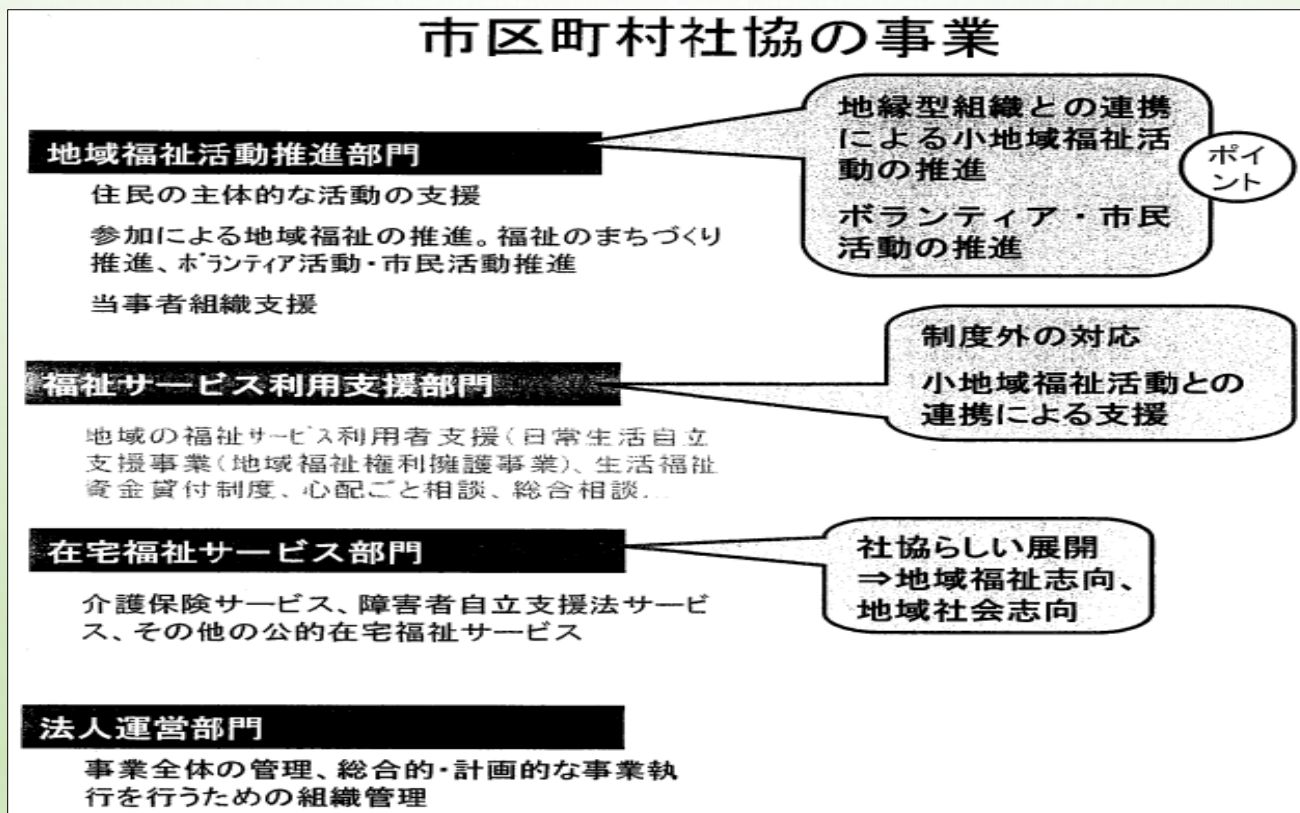
地域包括支援センターやヘルプステーション、デイサービス障がい者施設等の事業。地域福祉コーディネーター等の配置など

②自主事業の独自性

③自治体からの職員出向 など

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ● 基本的な組織・事業

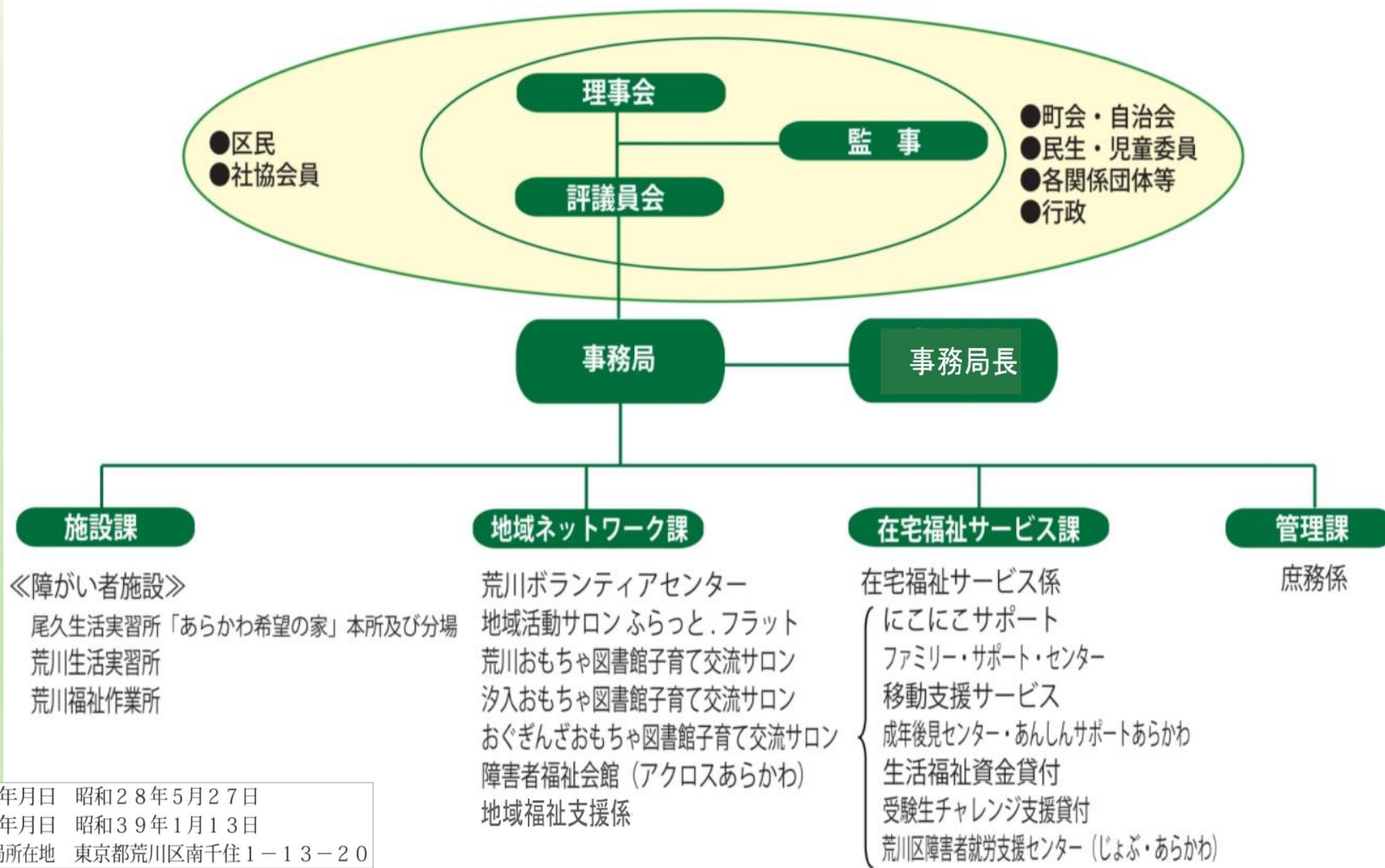


※出典：(福)全国社会福祉協議会web資料「社会福祉協議会の組織と活動」より一部抜粋  
[https://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/b017c294d2a2826d4925737d00022328/\\$FILE/20071023\\_2shiryous\\_all\\_2.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/b017c294d2a2826d4925737d00022328/$FILE/20071023_2shiryous_all_2.pdf)

# 荒川区社会福祉協議会(荒川社協)の組織

荒川区社会福祉協議会では、区民・各種団体等から構成される会員組織を基盤として、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、行政などの代表者から選出される、理事（15名～23名）、監事（2名）、及び、評議員（24名～35名）の決定により運営されています。

高齢者、障がい者、児童・母子、生活困難者、様々な方々を対象にした各種の福祉事業、市民活動の支援、共同募金、地域福祉の啓発等々、誰もが安心して暮らせる福祉の街づくりを行っています。





# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●特徴的な職員

### 1) ボランティアコーディネーター

…社会福祉法に基づいて、行政の補助等により  
社協の運営する ボランティアセンター に配置

※自治体によっては社協から独立。多様な組織がある。

〔業務の内容〕 ボランティアに関する総合相談（誰でも）

- ボランティアをお願いしたい人と活動したい人とをつなぐ  
⇒ 地域社会の課題に対して行動を起こす住民の参加を促進する
- ボランティア講座、研修 ・ 普及啓発のための広報や講演会等
- 福祉教育（小中学生等を対象としたボランティア体験講座など）
- その他、ボランティア保険や貸し出し事業など

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●特徴的な職員

### 2) 地域福祉コーディネーター（CSW）

…自治体の地域福祉計画・社協の地域福祉活動計画等により配置

※配置のない自治体もある。また下記の内容も少しずつ異なる。

〔業務の内容〕 個別支援と地域づくりに関する総合相談（誰でも）

- ・困っている人の課題を解決するために行政や関係機関へつなぐ
- ・住民や関係機関等とともに困っている人を支える仕組みをつくる

※本人に「困っている」自覚がない場合も含む。

- ・その他、個別支援と地域づくりに関すること

例：モノ屋敷 & 生活困窮 / ひきこもり & 発達障がい 等々

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●特徴的な職員

### 3) 生活支援コーディネーター

…介護保険法 地域支援事業に基づいて配置

※自治体により配置先が社協でなく地域包括支援センター等の場合もある。

〔業務の内容〕 個別支援と地域づくりに関する総合相談（誰でも）

- ・ 困っている人の課題を解決するために行政や関係機関へつなぐ
- ・ 住民や関係機関等とともに困っている人を支える仕組みをつくる

※本人に「困っている」自覚がない場合も含む。

- ・ その他、個別支援と地域づくりに関すること

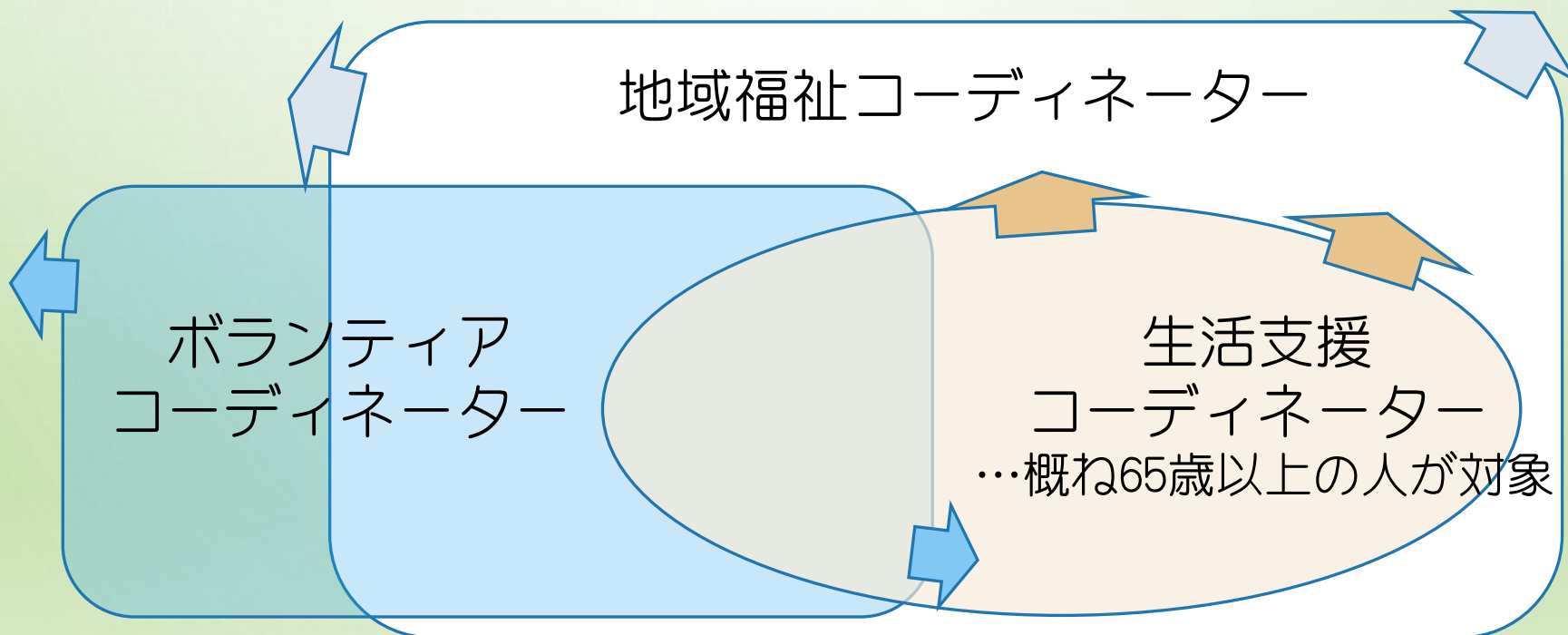
制度の福祉や環境に限らずあらゆるボランティア活動が対象

# 社会福祉協議会（社協）とは

## ●特徴的な職員の共通点

①「人」のことなら制度化されていない課題にも対応可能

【各コーディネーターの対象範囲】… 重なり合う傾向





# 社会福祉協議会（社協）とは

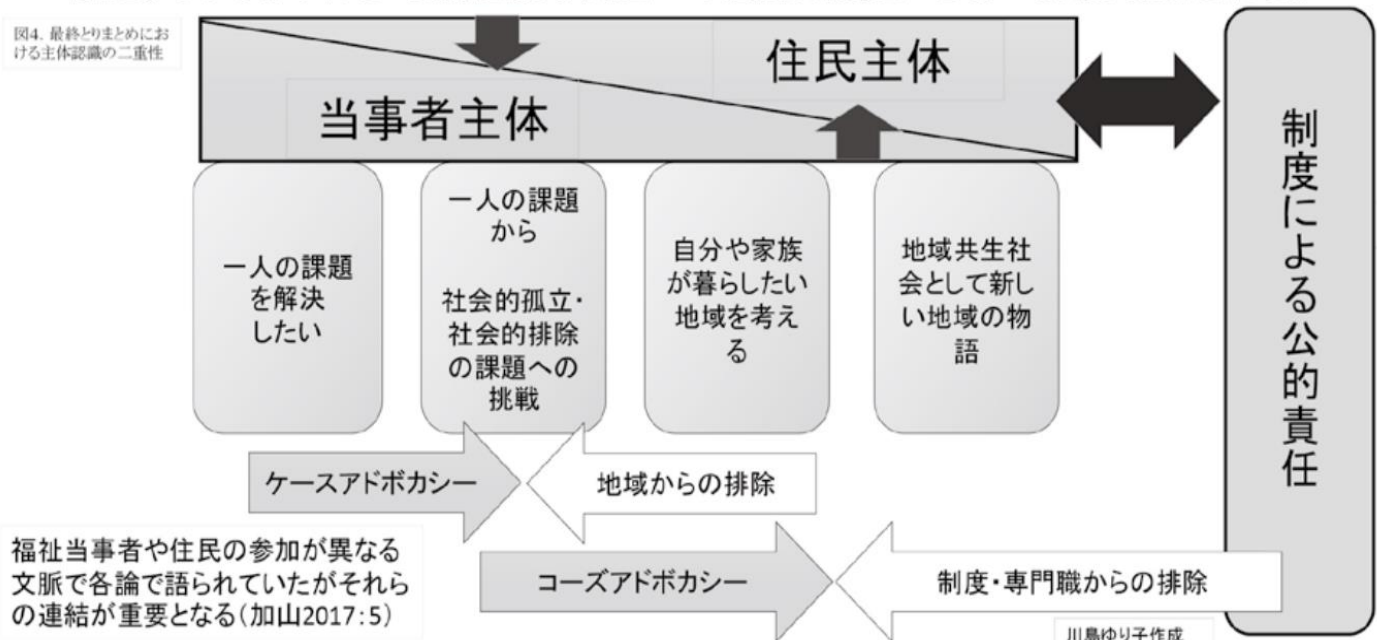
## ●特徴的な職員の共通点

### ②「当事者主体」と「住民主体」の視点

#### 最終とりまとめにおける主体認識の二重性

ソーシャルワークが地域における主体認識の二重性をどのように融合させていくかが課題。そうでなければ「支援困難な問題への個別支援」と「地域づくり」が分断される。

図4. 最終とりまとめにおける主体認識の二重性



# 社協に求められる今日的な役割

## ●重層的支援体制整備事業（社会福祉法 令和3年度施行）

- 1) 属性を問わず、断らない「相談支援」
- 2) 社会とのつながりを回復するための「参加支援」
- 3) 当事者を含む多様な住民や関係者との「地域づくり」  
…これら新規3事業を支える以下の事業も規定
- 4) アウトリーチ等でつながり続ける「伴走型支援」
- 5) 当事者世帯をまるごと支援する「多機関協働」
- 6) 多機関協働のための支援プランの作成

⇒ 自治体の任意事業の一翼を担うことへの期待

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●荒川区社会福祉協議会が多機関と連携した事例

～ 都営住宅で多頭飼育に陥った高齢者の骨折 ～

1) 導入 所管の高齢者福祉課からの相談

調整 1 本人の入院に伴って飼い猫の世話を定期的に担うボランティアのマッチング

⇒ この内容をボラで支えるのは困難であり、留守宅への有償家事援助を開始するまでの「つなぎ」として調整（在宅福祉サービス係とも社協内部で調整）

調整 2 猫ボランティアからの要請

… 活動を阻む多頭飼育崩壊の劣悪な室内環境を改善するため、本人の説得と多機関との協働を実施（区・地域包括・清掃局・住宅供給公社など）

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●荒川区社会福祉協議会が多機関と連携した事例

### 2) 入院中の留守宅家事サポート（社協が窓口）開始

⇒ 中核支援者が区から社協の有償家事援助所管へ変化

### 調整 3 猫ボラを有償支援の担い手へ

… 多頭飼育の現場へ踏み込む有償スタッフ確保の課題

### 調整 4 近隣からの苦情への対応

①近隣からの臭気等の苦情に対する説明

②室内から抜け出した猫が他の入居者宅へ入った際の謝罪など

### 調整 5 活動継続のための仕組みの運用変更

… 少人数の有償スタッフのため所管と柔軟に調整



# 課題の変化に応じた「連携」

## ●荒川区社会福祉協議会が多機関と連携した事例

### 3) 退院後の支援に向けた協議（ケース検討）・連携 調整6 中核支援者を区へ戻すための調整

… 留守宅家事援助から通常の家事援助への転換と  
その終了時期を決定

- ※課題
- ①有償家事援助において「屋内の猫の世話」は保険の対象外（当時）であることが判明
  - ②毎日対応する有償スタッフの疲弊

その後、本人は退院し家事援助を利用していたが…

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●荒川区社会福祉協議会が多機関と連携した事例

### 4) 有償スタッフによる「異変」通報後 … 残された猫

⇒ 区及び関係機関は『管轄外』と協働体制から離脱

… ここで社協が撤退しないために以下の根拠を自覚

①持病等で猫を引き取れない遺族のサポート

②故人の遺志の尊重

③残された猫へ思いを寄せる猫ボラ（有償スタッフ）  
の孤立防止

④残された猫の「ノラ化」防止

以上のことから支援を継続し最後まで見届けることに…

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●荒川区社会福祉協議会が多機関と連携した事例

5) 持病等で猫を引き取れない遺族のサポートへ

調整 7 残された猫を引き取り先へ譲渡するまで

・故人の居室を「緊急保護&譲渡待機室」へ

①猫の世話と引き取り手探し ～ 猫ボランティア

②借用延長&水道代等 ～ 住宅供給公社の担当者と交渉 ⇒ 承諾

③エサ代等の費用 ～ 遺族と交渉 ⇒ 承諾

・引き取り手への譲渡

④引き取り手へ移送する運転ボラ&車両の手配 ～ 社協ボラセン

⑤譲渡当日の顔合せと運転ボラへの引継ぎ ～ 社協

⑥遺族への精算 ～ 猫ボラからの精算書を受領し有償家事援助所管へ

⑦遺族への請求 ～ 社協の有償家事援助所管より郵送 ⇒ 清算終了

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●効果的に進めるために ～事例から～

1) 相談対象 … 「世帯まるごと」

⇒ その人が「家族」のように思っている愛護動物も含まれる

2) 効果的な連携

①課題の優先順位や状況の推移に合わせて関わり方に濃淡をつける

②複数の相談機関が連携する場合、「ここからは私が」など  
中核支援者（調整役）を臨機応変に交代していく

③リスクを感じた機関が積極的に関係機関を招集する

※できるだけ早期が望ましい

※関係機関の担当者どうし「お互い様」の感覚を共有するため、  
普段からの関係づくりが重要

⇒ まずは一つ、連携して取り組んでみることに！



# 課題の変化に応じた「連携」

## ●効果的に進めるために ～事例から～

### 3) 福祉職や行政職員が気を付けること

- ①福祉職は「人の生活課題」という文脈であれば対応できる
  - … たとえば「不妊去勢されていない猫が1匹いる」という情報から具体的なリスクをイメージできれば早期介入も可能
  - ⇒ 「相手が人ではないから関われない」という専門職の認識を上記のようにリフレーミングすることが重要
- ②当事者を支えるため、とって「ボランティアに丸投げ」するのはご法度。専門職の陥りやすい部分なので注意が必要
  - ⇒ 「当事者主体」と「住民主体」のバランスをとること

# 課題の変化に応じた「連携」

## ●効果的に進めるために ～事例から～

③「相談を受けた人が担う」体制では弱い

⇒ 多機関協働の必要な案件はほとんどが困難ケース。

各機関が担当者を組織的にバックアップできる仕組みが必要

④「自分の仕事の範囲外」であるなら次の担当者につなげる努力を。

⇒ 関わってもらえる機関を見つけても、「実際に動いてくれるまで自分がつなごう」という姿勢が大切。

ご静聴 ありがとうございます